

# 「世界遺産」という思想 ーリーグルの「記念物」とカントの「歓待(Hospitalitaet)」ー

金田千秋      世界文化遺産学専攻教授  
(かねだ ちあき／美学、遺産学)

## I. 導入

私は人間総合科学研究科の「世界文化遺産学専攻」に所属する一研究者です。本専攻は、その名のとおりに、ユネスコ(UNESCO)の唱導する「世界遺産(World Heritage)」を、いや正確には「自然遺産を除く世界文化遺産とその周辺の事象」を研究対象とする組織です。

専攻の教育内容を大掴みにするために、過去に院生が行なった卒業研究からいくつかのキーワードを挙げてみましょう。世界遺産の原理に関わる研究としては、国際憲章や勧告が暗黙のうちに前提する「記憶の概念」を考察した哲学的研究、あるいは負の歴史を帯びる世界遺産すなわち「負の世界遺産」に関する思想史的研究を挙げることができます。遺産一般の法律的側面に関する研究としては、「世界遺産条約の成立過程と日本の同条約批准に至る経緯」を追跡した研究があり、日本の文化財保護法(1950年)の成立過程を「GHQ/SCAP文書」を使って解明した論文もあります。さらに、

文化遺産が社会と結ぶ関係に関しては、考古遺産の活用における「住民参加」の研究が、また日本の先進性が発揮されつつある遺産概念の拡張に関しては旧富岡製糸場という「産業遺産」の研究と、スリランカ仮面舞踊に見る「無形文化遺産」の研究を挙げる事ができます。それ以外には、サンティアゴ・デ・コンポステーラ巡礼路に着目し、「道を文化遺産として位置づける可能性」を問う研究なども、この分野の新たな研究動向として特筆に値するでしょう。

以上の簡単な紹介からも分かるように、形式上は世界遺産・文化遺産研究という(狭いと言え狭い)枠にとどまるにも拘わらず、本専攻は極めて多彩な研究対象と、高度に複合的な研究手法に開かれた研究教育組織なのです。

## II. 世界遺産

周知のように世界遺産制度の目的は、特別の重要性を有するにも拘わらず消滅の危機に曝されている自然遺産と文化遺産に、

世界レベルで救いの手を差し伸べることにあります。いわゆる「世界遺産条約（正確には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）」（1972）の冒頭部分は、文化遺産と自然遺産に分けて、世界遺産の定義を与えていますが、その主要部分を建造物を例にとって抜き書きしてみましよう。（「文化財保護関係法令集」、文化庁文化財部監修。ぎょうせい。平成13年。傍線金田）

「文化遺産及び自然遺産が……ますます破壊の脅威にさらされている事を考慮し……文化遺産及び自然遺産のいずれの物件が損壊し滅失することも、世界のすべての国民の遺産の憂うべき貧困化を意味する事を考慮し……」

「独立し又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上、顕著な普遍的価値を有するもの」。

こんな短い引用でも世界遺産思想の核心を捉えるには十分です。現代の我々は「顕著な普遍的価値を有するもの」を先人から受け継いできたが、それがいま諸般の理由から「破壊、損壊、滅失」の危機に瀕しており、我々には、危機を克服しそれらの物を未来の人類に（できるだけ本来に近い姿で）手渡す義務がある、というのがその主張です。これは反論の余地のないほど説得力に富む主張ではないでしょうか。たしかにさまざまな利害関係が錯綜するので、保存は幾多の困難に遭遇するでしょうが、世界遺産思

想の根本的直観それ自体は極めて明快なものなのです。（ただ明快さと分かりやすさゆえに、逆に一部の人は世界遺産に「通俗性」を嗅ぎつけるのかもしれませんが。「世界遺産」をやや俗なるものと看做す空気が漂ってはいないだろうか？ お経は分からないから有り難いという指摘がありますが、「分かりやすくしてしかも有り難いお経」があつていけない理由に、小生は思い到りません。）

さて「顕著な普遍的価値を有するものを後世に残そう」という発想は、人類発祥と同じくらい古い思想なのでしょうが、「世界遺産思想」との直接的影響関係が確認できる過去の思想は次の二つかと思われます。

### Ⅲ. 記念物は脱皮を繰り返す

十九世紀末から二十世紀初頭にかけて活躍した高名な美術史家に、オーストリアのアロイス・リーグル（Alois Riegl, 1858-1905）という人がいます。彼は最晩年の論文、『現代の記念物崇拜の本質と生成（Wesen und Entstehung des modernen Denkmalkultus）』（1903）のなかで、或る社会が伝承物を「記念物（Denkmalkmal）」として意識する仕方を分析の俎上に載せ、それが単一ではなく、時代と社会の状況に応じて四種類に分かれることを指摘しました。それは、(1) 利益集団型の記念物保存、(2) 歴史的価値ゆえの記念物保存、(3) カノン

性ゆえの記念物保存、(4)「古び」ゆえの記念物保存、の四種類です。

(1) はこう説明されます。「記念物としての趣旨が明示されているもの、それがどの人物どの一族のいかなる事蹟を記念したものであるか、この点が主に言語で明示されているもの」が、保存の対象となります。例としては「碑文」を考えればよいでしょう。或る人物や一族に付随する利益集団があって、その成員が記念物の趣旨を言語的に熟知しているという前提の下で、彼らが記念物の保存に赴くのがこのケースです。

また(2) はこう説明されます。「歴史の観念が成立している状況において、或るものが特定の過去に属していて、しかもそれがその過去の時代および人間に関する情報を含んでいると看做されて」、保存の対象となる場合があります。歴史的情報を含むゆえに、或るものが保存の対象となるケースです。古代エジプトのピラミッドの遺産価値は、一部、この歴史的情報源としての価値であると思われます(だが全部ではない)。

さらに(3) はこう説明されます。「芸術作品が記念物として有する価値が、芸術作品が芸術作品であるがゆえに有する価値と一致し、まさにそれゆえに保存の対象となる」場合です。すこし分かりにくいですが、リーゲルが想定しているのは、他の一連の

芸術作品に対して「規範(カノン)」の位置を占めるがゆえに、ことさら或る芸術作品が保存される場合がこれに相当します。

最後に(4)の説明はこうです。「或る古い物の価値が、端的にそれが「古い」と見えることに帰着するとき、それは「古びの価値を持つものとして保存される」。分かりやすい例としては「廢墟」を考えればよいでしょう。

さてこの議論を「四種類の記念物が共存する」と総括するのは不可です。そうではなく、むしろ一つの物体が時代と社会の変動に応じて、記念物の四つのカテゴリーを渡り歩くと言うべきです。たとえば、当初「トラヤヌス帝の記念柱」は、程度の差はあれこの皇帝と何らかの利害関係のあった人々によって、彼の事蹟を記念する碑文として保存されたが(1)、中世になってその利益集団が崩壊し事蹟の記憶も失われるなかで、柱はわずかに古代ローマへの懐古的愛国主義(歴史的価値の一種)に支えられて生き延びた(2)。しかし、ルネッサンスは記念物にとっても大転機であって、この時期、件の柱はその時代の芸術表現の規範(カノン)だという理由で保存の対象となり(3)、現在では(もしかすると)その「古び」の魅力を振りまいて、廢墟趣味の観光客の支持を取り付け、解体のうえ他の柱の一部に転用するなどの不当な処遇を半永久的に免れているのかもしれないのです。記念物

は脱皮を繰り返すことで生き延びる。そして物によって脱皮の周期に微妙な時間差があり、そのことが我々の世界に「古さ」の色の合いの微妙なグラデーションをもたらしているのではないのでしょうか。(リーゲルについては、ヴェネチア憲章(1964)を介して世界遺産条約に影響を及ぼした可能性が指摘されています。)

#### IV. 歓待の地平

イマヌエル・カント(1724-1804)は『永久平和論(Zum ewigen Frieden)』(1795)のなかで「国際連盟」という画期的な概念を提起しましたが、同書は「歓待(Hospitalitaet)」概念の哲学化という点でも不滅の意義を有します。その意味は「客人をもてなす(客人に対して主人であること)」という一般的意味にとどまらず、また当節のビジネス本が好む「お客様に心のこもったおもてなしを」という意味でもなく、「外国人が他国の土地に足を踏み入れても、それだけの理由でその国の人間から敵意をもって扱われることはない、という権利」を意味します(第二章第三確定条項)。カントは「客人」として難民や亡命者、つまり政治的・経済的・宗教的な理由で本国での生存が困難になった人々を念頭に置いていたのです。

ここには「世界遺産」に読み替え可能なものが潜んでいないのでしょうか。なぜなら、

遺産が「滅失の危機」に瀕していることの裏にも、陰に陽に「政治的・経済的・宗教的な理由」が潜んでいるからです。もちろん世界遺産の大部分は不動産なので、外国に移動させることはできません。遺産が亡命したり難民化することはありません。ただ私が言いたいのは、(1) 或る国の政治的・経済的・宗教的な事情ゆえに滅失の危機に瀕する遺産について、他国の者が「それは護られなければならない」と声を上げることと、(2) 諸般の事情で或る国に生存できず、やむを得ず別の国に流れ着いた人々に対して「敵意をもって接しない」ことの間には、幾多の差異があろうとも、相手の生存(存続)に無関心ではいられないという心情において、根源的に相通じるものがあるということなのです。この心情は、(誰しも胸に覚えのある)「何かを、誰かを、見捨てたことへのやましさの感情」として、主観的に感受されます。

この難民に対する「歓待」の原則が、『永久平和論』のなかで国際連盟の理論に組み込まれていることと、「滅失の危機に瀕する遺産」の保護と保存の原則が、国際連合の一専門機関であるユネスコによって担われていることの間には、単なる類似性を超えた深い繋がりがあがる筈です。つまり私は、滅失の危機に瀕する遺産は、或る種の難民・亡命者・政治犯だと言いたいのです。